

フジグラン十川 北エリア (No.1169)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 16 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号			
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジグラン十川 北エリア 所在地 高松市十川東町字佐古 43 番 1 外			
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の名称 【変更前】フジグラン十川ショッピングセンター北エリア 【変更後】フジグラン十川 北エリア			
	(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
	【変更前】			
	名称	住所	代表者氏名	備考
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄	
	【変更後】			
	名称	住所	代表者氏名	備考
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	①山口 普 ②尾崎英雄	①H30.5.17 ②R4.3.1
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
	【変更前】			
	名称	住所	代表者氏名	備考
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄	
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 27 号	三橋 信也		
株式会社タタラメガネ	高松市木太町 4 区 2161	多田羅 茂		
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈		
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 義久		
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目 3-8	田中 康雅		
【変更後】				
名称	住所	代表者氏名	備考	
①株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	②山口 普	①R4.3.1 承継(会社分割) ②H30.5.17 代表者変更	
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 27 号	白石 明生	R 元.7.30 代表者変更	
株式会社タタラ	坂出市京町 2-4-48	多田羅 茂	錯誤	

フジグラン十川 北エリア (No.1169)

	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	H30.3.1 代表者変更
	株式会社ハニーホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の1	江尻 英介	H27.3.1 社名変更 代表者変更
	田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目3-8	田中 康雅	
	株式会社宮脇書店	高松市朝日新町2-19	宮脇 範次	H31.1.31 入店
変更の年月日	(1) 平成24年3月1日 (2) (3) 上記備考欄のとおり			
変更する理由	(1) 出店業態名の整理のため (2) 取締役の異動による代表者変更のため (3) 上記備考欄のとおり			

2 届出年月日 令和4年5月2日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和4年5月16日から令和4年9月16日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和4年9月16日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ